

●香川県告示第326号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成21年7月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 免許年月日

平成21年6月25日

2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

直島町

香川郡直島町1122番地1

直島町長 濱田孝夫

3 埋立区域

(1) 位置

香川郡直島町字積浦73番26及び73番3地先公有水面並びに字姫泊39番19地先公有水面

(2) 区域

次の地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ平成21年春分の満潮位 (D. L. +2.61m) における公有水面と陸地との境界線、②の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び④の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 二等三角点 直島（北緯34度27分21.7223秒、東経133度59分06.1730秒 以下「基点」という。）から109度33分21秒 1,635.22mの地点

②の地点 ①の地点から98度07分03秒 141.21mの地点

③の地点 ②の地点から253度23分42秒 40.55mの地点

④の地点 ③の地点から271度42分38秒 15.71mの地点

(3) 面積

588.14平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

香川郡直島町字積浦4785番1、73番26、73番22及び73番3地内、字姫泊39番19地内、字積浦73番26及び73番3地先公有水面並びに字姫泊39番19地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とFの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 基点から108度30分24秒 1,637.63mの地点

Bの地点 Aの地点から211度16分40秒 37.73mの地点

Cの地点 Bの地点から110度01分21秒 106.78mの地点

Dの地点 Cの地点から73度23分39秒 53.46mの地点

Eの地点 Dの地点から344度54分46秒 37.01mの地点

Fの地点 Eの地点から253度23分39秒 42.19mの地点

(3) 面積

5357.54平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地